様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処　　分　　名	会議室等の使用料の減免		
根　拠　法　令　名	大津市子育てひろばゆめっこ条例 （平成 17 年条例第 70 号）	（条項）　第８条第２項	
基　準　法　令　名	大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則（平成 18 年規則第 53 号）	（条項）　第１２条第１項	
所　管　部　署	子ども未来部子育てひろばゆめっこ		
標 準 処 理 期 間	７　日	法定処理期間	－　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内　　容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則第１２条第１項各号に掲げるとおりとする。

［根拠法令］

大津市子育てひろばゆめっこ条例

（会議室等の使用料）

第８条　略

２　市長は、特別の理由があると認めるときは、会議室等の使用料を減額し、又は免除することができる。

３　略

［基準法令］

大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則

（会議室等の使用料の減免）

第１２条　条例第８条第２項の規定により会議室等の使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その額はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市又は本市の執行機関の共催に係る行為をする場合　免除

(2) 公用又は公益上の目的のための行為をする場合　免除

(3) その他所長が必要と認めた場合　その都度所長が定める額の減額

２　略

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。